

(報道発表資料)

平成26年2月13日

西日本電信電話株式会社

京都支店

弊社社員の処分等について

「日本電信電話株式会社等に関する法律」における収賄容疑で、平成26年1月23日に逮捕、同年2月13日に起訴された弊社社員、中村 博之(なかむらひろゆき)につきまして、本日、懲戒解雇処分とすることを決定しました。

弊社社員が逮捕・起訴されたことは誠に遺憾であり、改めてお詫び申し上げます。

弊社では、今後、このようなことが起きないように、より一層、社員の意識啓発の徹底に努めるとともに、業務委託に関するチェックの強化等に取り組んでまいります。

記載している情報は、公表日時点のものです。

現時点では、公表日時点での情報と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。